

兵庫県交通安全活動推進センター委託業務取扱要領について（例規甲）

〔 昭和63年 3月16日 〕  
兵警交規例規第 8号

道路使用適正化センター委託取扱要領を下記のように定め、昭和63年 4月 1日から実施する。  
記

**第 1 趣旨**

この要領は、警察署長が、道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第 2 項第 7 号の規定に基づき、兵庫県交通安全活動推進センター（以下「センター」という。）に委託する同法第77条第 1 項の規定による許可に係る調査業務（以下「委託業務」という。）に関し、事務処理上必要な事項を定めるものとする。

**第 2 委託業務**

- 1 警察署長は、次のいずれにも該当する道路使用許可について、調査をセンターに委託することができる。
  - (1) 道路交通法第77条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為に係る道路使用許可
  - (2) 期間が 1 箇月以上の道路使用許可又は期間が 1 箇月未満の道路使用許可のうち、交通が頻繁な道路を使用するため、特に、調査が必要と認められるもの
- 2 前記 1 の調査は、道路使用許可条件等遵守状況調査結果報告書（様式第 1 号。以下「遵守状況調査結果報告書」という。）及び道路使用後の原状回復状況調査結果報告書（様式第 1 号の 2。以下「原状回復状況調査結果報告書」という。）に掲げる 調査事項について行うものとする。

**第 3 委託手続**

前記第 2 の 1 の規定による調査の委託は、次に掲げる要領により行うものとする。

- (1) 兵庫県交通安全活動推進センター委託処理簿（様式第 2 号。以下「委託処理簿」という。）に、番号、委託年月日及び発送番号を記載する。
- (2) 道路使用許可申請書の写しの上部欄外に調査委託書印（様式第 3 号）を押印し、発送番号及び委託年月日を記載してセンターに送付する。この場合において、発送番号は、道路使用許可申請処理簿（道路の使用許可取扱要領の制定について（昭和53年兵警交規例規第17号）様式第 5 号）の受理（許可）番号とする。

**第 4 調査結果受理時の措置**

- 1 警察署長は、センターの調査員から警察官の現場措置が必要である旨の報告を受けたときは、速やかに警察官を現場に派遣して必要な措置を執るものとする。
- 2 警察署長は、遵守状況調査結果報告書及び原状回復状況調査結果報告書によりセンターから調査結果の報告を受けたときは、委託処理簿に報告受理年月日を記載し、調査結果を検討して所要の措置を執るとともに、当該調査結果報告書の「警察措置」欄及び委託処理簿の「措置結果」欄にその概要を記載するものとする。

**第 5 事務取扱上の留意事項**

- 1 警察署長は、調査業務を委託しても、その業務に係る警察の責任は免がれるものではないことを認識し、道路使用の状況及びセンターが行う調査の状況を確認するなど委託業務の執行状況の把握を努めること。
- 2 警察署長は、委託業務が円滑に行えるように、センター及びその調査員に対し、調査に関する技術的な指導、積極的な情報提供等を行うこと。
- 3 警察署長は、調査の委託に際しては、特に道路使用許可期間の始期及び終期について、確認の上、適正な委託が行われるよう配慮するものとする。

**第 6 報告**

警察署長は、センターの調査員の不正な行為その他委託業務に係る特異な事案を認知したときは、速やかに警察本部長に報告（交通部交通規制課経由）するものとする。

警察署長 殿

財団法人兵庫県交通安全協会  
 兵庫県交通安全活動推進センター長 印

道路使用許可条件等遵守状況調査結果報告書

発送番号				調査員	印
施工業者				電話番号	
工事期間	月 日から	月 日まで	調査日時	月 日 時 分	ごろ
調査事項	良	不良	記 事		
道路使用の目的					
道路使用範囲					
道路使用期間及び時間					
施工方法					
歩行者通路の確保					
交通保安施設	保安さく				
	点滅式黄色注意灯				
	保安灯				
	工事標示板の掲示				
交通処理	交通誘導員の配置				
	誘導要領				
	う回指導板の掲示				
路面	覆 工				
	埋 め 戻 し				
	清 掃 ・ 整 備				
現場責任体制					
総合判断	良			不良	

警察措置	検 挙	許可の取消・停止	誓約書徴収	口頭注意	現場注意

- 注 1 「発送番号」欄は、道路使用許可申請処理簿(道路の使用許可取扱要領の制定について(昭和53年兵警交規例規第17号)様式第5号の受理(許可)番号を記載すること。  
 2 「良・不良」欄及び「総合判断」欄は、「良」又は「不良」のいずれかに 印を付すこと。  
 3 「警察措置」欄は、該当する事項に 印を付し、その概要を簡記すること。

様式第1号の2(第2の2、第4の2関係)

第 年 月 日

警察署長 殿

財団法人兵庫県交通安全協会  
兵庫県交通安全活動推進センター長 印

道路使用後の原状回復状況調査結果報告書

発送番号				調査員	印
施工業者				電話番号	
工事期間	月 日から	月 日まで	調査日時	月 日 時 分	ごろ
調査事項	良	不良	記 事		
路面の回復					
標識標示の維持復旧					
資機材の撤去					
清掃・整備					
総合判断	良		不良		

警察措置	検 挙	許可の取消・停止	誓約書徴収	口頭注意	現場注意

- 注 1 「発送番号」欄は、道路使用許可申請処理簿(道路の使用許可取扱要領の制定について(昭和53年兵警交規例規第17号)様式第5号の受理(許可)番号を記載すること。  
 2 「良・不良」欄及び「総合判断」欄は、「良」又は「不良」のいずれかに 印を付すこと。  
 3 「警察措置」欄は、該当する事項に 印を付し、その概要を簡記すること。

様式第2号（第3の(1)、第4の2関係）

兵庫県交通安全活動推進センター委託処理簿

（ 月分）

番 号	委託年月日	発送番号	報 告 受 理 年 月 日						措 置 結 果
			許可条件等の 遵守状況調査	良	不良	原 状 回 復 状 況 調 査	良	不良	
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			
	年 月 日		年 月 日			年 月 日			

- 注 1 「発送番号」欄は、道路使用許可申請処理簿（道路の使用許可取扱要領の制定について（昭和53年兵警交規例規第17号）様式第5号の受理（許可）番号を記載すること。  
 2 「良・不良」欄は、道路使用許可条件等遵守状況調査結果報告書及び道路使用後の原状回復状況調査結果報告書の「総合判断」欄の結果を記載すること。  
 3 「措置結果」欄は、警察措置の概要を簡記すること。

調 査 委 託 書 印

第 年 月 号 日
財団法人兵庫県交通安全協会 兵庫県交通安全活動推進センター長
警 察 署 長 印
調 査 委 託 書
次の許可に係る「道路使用許可条件等の遵守状況及び道路使用後の原状回復状況」 の調査を委託する。

9.0センチメートル

2.7  
センチ  
メートル